

飛行場運用要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）における航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条に規定するもの（試験飛行等を行うため国土交通大臣の許可を受けたものを含む。）をいう。）の運用及びエプロンの管理等について必要な事項を定め、もって飛行場における航空機の安全確保と秩序ある運用を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この要領のうち、航空機に関するものは、別に定める場合を除き飛行場を利用する全ての航空機に適用する。

2 航空法（昭和27年法律第231号）、愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号。以下「条例」という。）、愛知県名古屋飛行場管理規則（平成16年愛知県規則第71号。以下「規則」という。）その他関係法令等に定めがあるもののほか、この要領の規定を適用するものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間航空機 次号に規定する航空機以外で、民間が運航する航空機をいう。
- (2) 自衛隊等の航空機 自衛隊の使用する航空機及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和27年法律第232号）第2項に規定する航空機をいう。
- (3) ビジネス機 商用旅客機、及び軍用に供する航空機を除く小型航空機のうち、企業、団体又は個人がビジネスの遂行上、主として移動・輸送のために利用する航空機、又は同ビジネス遂行のために使用される事業機をいう。

第2章 滑走路等の運用

(滑走路の選定)

第4条 飛行場における無風滑走路は、「34」とする。

2 滑走路の選定は、飛行場管制所が行うものとする。

(場周経路)

第5条 民間航空機は、原則として飛行場の西側の場周経路を飛行するものとする。

2 自衛隊等の航空機は、原則として飛行場の東側の場周経路を飛行するものとする。

3 場周経路における高度は、航空路誌に記載したとおりとする。

(目視位置通報点)

第6条 飛行場の目視位置通報点は、航空路誌に記載したとおりとする。

(コンパスセッティング)

第7条 条例第4条第1項に規定する知事が定める行為のうち、コンパスセッティングは、別紙1-1に示すコンパスセッティングエリア1(半径54mの円内)または別紙1-2に示すコンパスセッティングエリア2(半径37.5mの円内)で行うものとする。

2 コンパスセッティングの実施時間は、コンパスセッティングエリア1においては午前7時から午前9時まで及び午後3時から午後7時までとし、コンパスセッティングエリア2においては午前7時から午後7時までとする。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

3 利用航空機については知事が特別に認めた場合を除き、固定翼航空機は全幅が26m以下(ただし、コンパスセッティングエリア2では全幅が30m以下)、回転翼航空機は回転翼直径が16m以下の航空機とする。

4 コンパスセッティングエリア2の利用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) コンパスセッティングエリア2への出入りは、スポット101から行うものとし、回転翼航空機においては、スポット101からの出入り及びコンパスセッティング中はエンジンを停止して行うこと。

(2) スポット101におけるコンパスセッティング前後の停留は、必要最小限の時間とすること。

5 前項のほか、コンパスセッティングの実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 飛行場管制所の周波数（VHF121.7MHz又はUHF275.7MHz）を常時モニターし、その指示に従うこと。
 - (2) 実施時間はできる限り短時間とし、他の航空機との安全間隔及び周辺に対する航空機騒音に十分配慮すること。
 - (3) 緊急時に備え、航空機と運航担当者間に有効な連絡手段を設けておくこと。
 - (4) 地上監視員を配置すること。
 - (5) その他安全確保のための措置を講じること。
- 6 コンパスセッティングエリア1でコンパスセッティングが行われない時間帯は、第13条に定めるスポットの使用用途の例外として、小型機用スポットとして使用するものとする。

（ホバリング）

第8条 条例第4条第1項に規定する知事が定める行為のうち、ホバリングについては別に定めるホバリング実施要領によるものとする。

（離陸中止訓練）

第9条 条例第4条第1項に規定する知事が定める行為のうち、離陸中止訓練は、滑走路で行うものとする。ただし、スキッド式着陸装置を有する回転翼航空機にあつては別に定める場所において行うものとする。

- 2 離陸中止訓練の実施時間は、告示に定める時間とする。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りでない。
- 3 離陸中止訓練の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 飛行場が有視界気象状態のときに行うこと。
 - (2) 開始時に飛行場管制所に、実施時間、実施内容を通報すること。
 - (3) 飛行場管制所の周波数を常時モニターしその指示に従うとともに、終了時には終了した旨を通報すること。
 - (4) 実施時間はできる限り短時間とし、他の航空機との安全間隔及び周辺に対する航空機騒音に十分配慮すること。
 - (5) 緊急時に備え、航空機と運航担当者間に有効な連絡手段を設けておくこと。
 - (6) その他安全確保のための措置を講じること。

（地上走行訓練）

第10条 条例第4条第1項に規定する知事が定める行為のうち、地上走行訓練の実施時間は、告示に定める時間とする。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

- 2 地上走行訓練の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 飛行場の視程が3000m以上のときに行うこと。
 - (2) 開始時に飛行場管制所に、実施時間、実施場所、実施内容を通報すること。

- (3) 飛行場管制所の周波数を常時モニターしその指示に従うとともに、終了時には終了した旨を通報すること。
- (4) 実施時間はできる限り短時間とし、他の航空機との安全間隔及び周辺に対する航空機騒音に十分配慮すること。
- (5) 緊急時に備え、航空機と運航担当者間に有効な連絡手段を設けておくこと。
- (6) その他安全確保のための措置を講じること。

(ヘリパッド)

第11条 飛行場における回転翼航空機の離着陸のため、ヘリパッドを設けるものとする。ヘリパッドの位置及び名称は、航空路誌に記載したとおりとする。

第3章 エプロンの運用

(スポットの配置)

第12条 エプロン内の停留地（以下「スポット」という。）の配置は、別紙2-1（全体図）、別紙2-2（スポット詳細図1）、別紙2-3（スポット詳細図2）、別紙2-4（スポット詳細図3）、別紙2-5（スポット詳細図4）、別紙2-6（スポット詳細図5）、及び別紙2-7（スポット詳細図6）のとおりとする。

(スポットの使用用途等)

第13条 スポットの使用用途、駐機方式等は原則として別紙3のとおりとする。

(スポットの利用)

第14条 スポットを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、愛知県都市・交通局航空空港課名古屋空港事務所（以下「空港事務所」という。）に規則第3条第1項又は第3項の規定による届出（同条第2項により届出とみなされる場合を含む。）を行い、スポットの指定その他必要な指示を受けなければならない。

2 前項による届出がない場合は、原則としてスポットの利用を認めないものとする。

(スポットの指定)

第15条 空港事務所は、特別の事情があると認める場合を除き、前条第1項に定めるスポットの指定について、次に掲げる基準により行うものとする。ただし、連続して停留する場合のスポットの指定は、7日間を上限とする。

- (1) コミューター機用スポットは、通勤用航空機に対し、利用開始予定日から3か月を限度としてスポットを指定することができるものとする。

(2) ビジネス機用スポットは、ビジネス機に対し、スポットを指定するものとする。

(3) 小型機用スポットの指定は次のとおりとする。

ア 事務所をターミナルビル内に設置するために、条例第12条の規定により業務用施設の利用の許可を受けた者又は愛知県公有財産規則（昭和48年愛知県規則第23号、以下「公有財産規則」という。）により特別使用許可を受けた者並びに、格納庫を設置するために公有財産規則等により使用許可、貸付又は使用承認を受けた者が使用する小型機に対し、利用開始予定日から1か月を限度としてスポットを指定することができるものとする。

イ 上記ア以外の小型機に対し、利用届があった順にスポットを指定するものとする。

(4) 前各号のスポットを指定した期間内にあって、事前に利用届の変更届を提出しないで、2日間を越えてスポットを使用しなかった場合は、当該航空機の3日目以降のスポットの指定を取り消すものとする。

(5) 前号の規定によりスポットの指定を取り消した場合にあっては、利用者からの新たなスポットの利用届に基づき、前各号の規定により新たにスポットを指定するものとする。

2 空港事務所は、前項により指定したスポットにあっても、利用航空機の運航に支障が生じるおそれのない範囲において、他の航空機の利用を認める場合がある。

3 第1項の規定により指定したスポットについて、特別な事情がある場合は、その変更を指示するものとする。

4 小型固定翼航空機が夜間停留（運用時間内から停留が始まりその後の運用時間外も引き続き停留するもの。）その他6時間以上停留（以下「長時間停留」という。）するときは、原則としてタイダウンリングの設備のあるスポットを指定するものとする。

5 異なる航空機に同一スポットを指定する場合には、他の航空機との間に次の各号に定める時間間隔をとるものとする。

(1) コミューター機用スポットを、定期的に運航する航空機同士が使用しようとする場合にあっては、最低20分とする。

(2) 前号以外の場合にあっては、最低1時間とする。ただし、同一の運航者による航空機同士が使用しようとする場合にあっては、この時間を短縮できるものとする。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者は、航空機を常時自己の責任で適正に管理するものとする。

2 利用者は、スポットの利用について、次に掲げる事項の変更等がある場合は、空港事務所に連絡しスポットの変更等の指示を受けなければならない。

(1) 利用予定時刻の30分以上の変更

(2) 利用予定の取消し

(3) 利用航空機の変更

(4) 指定されたスポットをやむを得ず変更しなければならないとき

3 利用者は、スポット等を不法に占拠又は利用してはならない。

(安全対策)

第17条 小型機用スポットの利用者は、小型機用スポット地区内において航空機の移動を行うときは、自らの責任において、誘導員の配置、けん引方式又は人力による方式の採用等その他安全に万全を期さなければならない。

2 小型固定翼航空機を長時間停留する利用者は、常時航空機を監視できる体制がある場合のほかは、当該航空機をタイダウンリングにけい留しなければならない。この場合、必要に応じて、前・尾部にもローピング等の安全措置を講じるものとする。

3 長時間停留する利用者は、緊急時に備え、当該航空機の責任者の連絡先を空港事務所に連絡しておかななければならない。

4 利用者は、常に気象状況に注意し、強風等のおそれがある場合には、次に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる措置を自ら講じなければならない。ただし、当該航空機のマニュアル等に別に記載がある場合はそれによるものとする。

(1) 風速が毎秒14メートル以上20メートル未満のおそれがある場合

航空機を可能な限り予想される風向きに正対させるほか、第2項に定める安全措置、回転翼の固定、車輪等の固定、格納その他必要な安全措置を講ずること。

(2) 風速が毎秒20メートル以上のおそれがある場合

時期を失して退避不可能とならないよう、航空機を安全な場所又は他の空港へ避難させること。

5 スポットを利用した者は、利用が終わったスポットを速やかに開放するものとし、機材等を放置してはならない。

6 旅客等のエプロン内の通行に際しては、利用者の乗組員又は地上員が安全に関して責任を持ち、事前に旅客等に注意を喚起する等必要な安全対策を講じるものとする。

第4章 その他

(航空機エンジンの試運転)

第18条 航空機エンジンの試運転（航空機エンジンの修理等に関わる試運転をいう。以下「試運転」という。）については次のとおりとする。なお、利用者は、試運転を必要最小限の範囲に止め、長時間の連続運転は避けること等飛行場周辺に航空機騒音上の問題が生じないように配慮しなければならない。

- (1) 試運転は次の時間帯で行わなければならない。
 - ア 固定翼航空機
アイドリング出力の場合は午前6時から午後10時までとし、アイドリング出力を超える出力の場合は午前6時30分から午後10時までとする。
 - イ 回転翼航空機
午前6時30分から午後10時までとする。
- (2) 試運転を行う場所は原則として第14条の規定による届出を行い、指定されたスポットとする。
- (3) 試運転の出力及び継続時間は次のとおりとする。
 - ア 最大離陸重量が5.7トン以上の固定翼航空機
アイドリング出力の場合は15分以内とし、アイドリング出力を超える出力の場合は1分以内とする。
 - イ 回転翼航空機
コレクティブピッチレバーは最低位置とする。
- (4) 最大離陸重量が10トン以上の固定翼航空機、及び最大離陸重量が10トン未満でジェットエンジンを搭載した固定翼航空機並びに最大離陸重量が7トン以上の回転翼航空機の試運転を行おうとするときは、あらかじめ空港事務所に、航空機の国籍記号・登録記号、型式、試運転の開始予定時刻・終了予定時刻、試運転を行う場所、エンジン出力及びその他参考となる事項を通報しなければならない。また、空港事務所から指示があった場合はその指示に従わなければならない。
- (5) 試運転実施中は、衝突防止灯を点灯するとともに、飛行場管制所の周波数を常時モニターしなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、試運転を行う場合の安全対策は次のとおりとする。
 - ア 固定翼航空機
原則としてアイドリング出力を超えないものとし、地上に監視員を配置して、ブラストの危険区域に人又は車両が立入らないようにしなければならない。必要やむを得ずアイドリング出力を超える試運転を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (7) 地上に監視員を配置して、ブラストによる影響が他の航空機（「滑走路又はヘリパッドにおいて離着陸等を行う航空機、誘導路上の航空機及びエプロン内の航空機」をいう。以下本条及び次条において同じ。）、建物等の施設、人、車両へ及ばないようにしなければならない。
 - (イ) 必要に応じて機体を風向に正対させること。
 - (ウ) 試運転開始時に、飛行場管制所に実施時間、実施場所、実施内容を通報するもの

とし、終了時には終了した旨を通報すること。

イ 回転翼航空機

地上に監視員を配置して、ダウンウォッシュによる影響が他の航空機、建物等の施設、人、車両へ及ばないようにしなければならない。

- 2 前項第3号アに定められた時間を超える場合又は前項以外の航空機エンジンの試運転を行おうとする場合は、あらかじめ空港事務所に申し出て、その指示に従わなければならない。

(回転翼航空機による離陸前の点検としての浮揚点検)

第19条 回転翼航空機が離陸前の点検としてローターブレードの調整等のために実施する浮揚点検（以下「浮揚点検」という。）については、次のとおり行うものとする。

- (1) 実施場所は、第14条の規定による届出により、指定されたスポットとする。
- (2) 1回の浮揚点検を実施する時間は、2分以内とする。
- (3) 浮揚点検時の高度は、7フィート以下とする。
- (4) 浮揚時に機体を前後、左右等に移動させないこと。
- (5) 最大離陸重量が7トン以上の回転翼航空機の浮揚点検を行おうとするときは、あらかじめ空港事務所に、航空機の国籍記号・登録記号、型式、浮揚点検の開始予定時刻・終了予定時刻、浮揚点検を行う場所その他参考となる事項を通報しなければならない。また、空港事務所から指示があった場合はその指示に従わなければならない。
- (6) 浮揚点検実施中は、衝突防止灯を点灯するとともに、飛行場管制所の周波数を常時モニターしなければならない。
- (7) 浮揚点検を行うときは、地上に監視員を配置して、ダウンウォッシュによる影響が他の航空機、建物等の施設、人、車両へ及ばないようにしなければならない。

- 2 前項第2号に定める時間又は第3号に定める高度を超える場合及び第4号に定めるところによらない場合は、第8条に定めるところによる。

(航空機給油作業における安全対策等)

第20条 次に掲げる場合には、航空機の給油又は排油の作業を行ってはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にある場合
- (2) 航空機の発動機が運転中又は加熱状態にある場合
- (3) 航空機が、格納庫その他閉鎖された場所内にある場合
- (4) 航空機が、格納庫その他の建物の外側15m以内にある場合
- (5) 必要な危険予防措置が講じられている場合を除き、旅客が航空機内にいる場合
- (6) 航空機の無線設備、電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件が使用さ

れている場合

(7) 給油車と航空機のボンディングアースを実施していない場合

※ ボンディングアース：航空機と給油車間に電位差が生じていると給油ホース接続時に火花が発生する恐れがある。この電位差をゼロとする目的で航空機と給油車を給油前にアースワイヤーで電氣的に接続することをいう。

2 前項に掲げるもののほか、給油作業においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 航空機への給油作業に従事している作業員は、ライターやマッチ等発火のおそれのあるものを携帯してはならない。
- (2) 給油車は、次の位置において作業を実施すること。
 - ア 緊急車両の妨げとならないような位置であること。
 - イ 緊急の場合に、航空機から迅速に離れられるよう、通路が確保されていること。
 - ウ 火災の場合に、機内からの旅客等の脱出に障害とならない位置であること。
 - エ 原則として車両のエンジン部が翼下に位置しないようにすること。
- (3) 消火器を配置すること。
- (4) 雷の発生が予想される場合は、給油において細心の注意を払うこと。また、飛行場周辺において雷が認められ落雷のおそれがある場合は、給油作業を一時中止すること。
- (5) 給油作業中における火災や燃料漏れ及び作業員の急病等の事故が発生した場合は、燃料給油車に設置された緊急停止装置を直ちに作動すること。

(航空機燃料等流出時の処置)

第21条 航空機燃料又は滑油等（以下「航空機燃料等」という。）がエプロンで流出した場合は、次の措置をとるものとする。

- (1) 航空機燃料等の流出を発生せしめた者は、直ちに空港事務所へ報告するとともに、これを除去すること。この場合、事後において別紙4の報告書を提出すること。
- (2) 空港事務所は、速やかに現場を確認し、航空機の安全確保のため当該区域を閉鎖する等必要な措置をとるものとする。

(立入制限区域内で発生した事故の対応)

第22条 立入制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷又は航空機、空港施設、車両若しくはその他の物件の損傷に係る事故が発生した場合には、当該事故の当事者又はその事実を知った者は、やむを得ない場合を除き現場を保存するとともに直ちに次に掲げる事項について、判明しているものを空港事務所に通報しなければならない。

- (1) 発生日時及び場所

- (2) 関係会社等の名称及び関係者の氏名並びに年齢
- (3) 事故の概要（発生状況、人の負傷状況及び航空機の損傷状況等）
- (4) 運航への影響
- (5) その他参考となる事項

2 前項の通報後、当該事故の当事者が所属する会社等は、前項の通報事項のうち判明しているものを立入制限区域管理要領に定める様式により、速やかに知事に通報しなければならない。

（格納庫通路の通行）

第23条 別紙5に示す格納庫用地内の航空機の通路（格納庫通路）においては、航空機は牽引により通行するものとする。

（指定管理者の業務）

第24条 条例第18条の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、指定管理者は、この要領に定める事務のうち、次の事務を行うものとする。

- (1) 第7条から第10条及び第14条から第22条に規定する飛行場の利用行為に係る管理・運用業務並びに現場確認等必要な措置
- (2) 第14条に規定する届出の受理及び指示
- (3) 第15条に規定するスポットの指定
- (4) 第16条第2項に規定する連絡の受理及び指示
- (5) 第17条第3項に規定する連絡の受理
- (6) 第18条第1項第4号に規定する通報の受理及び指示
- (7) 第19条第1項第5号に規定する通報の受理及び指示
- (8) 第21条に規定する報告及び報告書の受理
- (9) 第22条に規定する通報の受理

2 前項の場合における同項各号の規定の適用については、これらの規定中「空港事務所」とあるのは、「指定管理者」とする。

附則

この要領は、平成17年2月17日から施行する。

附則

この要領は、平成17年7月7日から施行する。

附則

この要領は、平成17年8月4日から施行する。

附則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年11月24日から施行する。

附則

この要領は、平成17年12月22日から施行する。

附則

この要領は、平成18年1月16日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年5月17日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月25日から施行する。

附則

この要領は、平成18年12月21日から施行する。ただし、別紙2-1及び別紙2-3～5のスポット12D、12E、12Fに関する表示並びに別紙3については、平成19年1月18日から適用する。

附則

この要領は、平成19年2月15日から施行する。

附則

この要領は、平成19年6月10日から施行する。

附則

この要領は、平成20年3月13日から施行する。

附則

この要領は、平成21年1月27日から施行する。

附則

この要領は、平成22年10月31日から施行する。

附則

この要領は、平成23年3月10日から施行する。

附則

この要領は、平成23年12月27日から施行する。

附則

この要領は、平成25年3月7日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年2月2日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月28日から施行する。

附則

この要領は、平成29年9月14日から施行する。

附則

この要領は、平成29年11月8日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別紙2-1及び別紙2-4～6の

スポット12A、12C、13A、14、14Bに関する表示並びに別紙3については、令和2年4月23日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月9日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月19日から施行する。